

入 札 説 明 書

業務名 令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の県外観光客への
開放に係る警備管理業務

I	入札説明書	(頁)	1 ～ 4
II	提出書類一覧表		5
III	入札書・委任状		6 ～ 9
IV	仕様書に関する質問書		1 0
V	契約書（案）		1 1 ～ 1 6

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の県外観光客への開放に係る警備管理業務
- (2) 業務内容
令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の県外観光客への開放に係る警備管理業務仕様書のとおり。(以下「仕様書」という。)
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和7年8月18日(月曜日)まで
- (4) 作業場所
仕様書のとおり。

2 入札参加者に必要な資格について

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 令和6-8年「県有庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争(指名競争)入札参加資格者」に登録されている者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) (2)のうち、対象業務が「警備業務」で登録されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書等の交付場所について

徳島県ホームページよりダウンロードする。
なお、仕様の変更があった場合、ホームページで通知する。

4 問合せ等について

- (1) この入札についての問合せ先
所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
所属名 徳島県観光スポーツ文化部観光企画課 魅力アップ担当
電話 088-621-2338
電子メールアドレス kankoukikakuka@pref.tokushima.lg.jp
- (2) 問合せについての受付期間
問合せについては、別紙「仕様書に関する質問書」を使用し電子メールによるものとする。
また、当該入札の質問であることが判別できる件名とすること。
質問回答については、令和7年6月4日(水曜日)中に徳島県HPに公開する。
ア 質問期限
令和7年6月3日(火曜日)午前11時必着
イ 提出先
所属名 徳島県観光スポーツ文化部観光企画課 魅力アップ担当
電子メールアドレス kankoukikakuka@pref.tokushima.lg.jp

5 入札手続等について

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月11日(水曜日) 午前11時

イ 場所

徳島県庁 901会議室

ウ 入札書の提出方法

直接持参又は郵送(郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと)

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

a. 受領期限

令和7年6月10日(火曜日) 午後4時必着

b. あて先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化振興部観光企画課 魅力アップ担当

(3) 入札の方法等

ア 入札の方法

「令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の県外観光客への開放に係る警備管理業務」の総価で行う。

イ 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

a 入札書には、入札金額、業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

b 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

c 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の県外観光客への開放に係る警備管理業務」の総価を記載すること。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

d 「入札業務」は、業務名を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。

e 入札参加者は、入札業務、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

f 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

g 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ウ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

イ 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

ウ 記名のない入札

エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

a 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

b 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの

c 「入札業務」で業務名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの

d 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

オ 同一事項に対してした2通以上の入札

カ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札

キ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

ク 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(6) 落札

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

6 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

所属名 徳島県観光スポーツ文化部観光企画課 魅力アップ担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金
免除

(6) その他
落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。
落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

7 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できない。

8 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 入札書提出時

(1) 入札書等

ア 入札書 1通

イ 委任状(代理人が入札する場合) 1通

(2) 留意事項

ア 持参により提出する場合

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

イ 郵便により提出する場合

二重封筒とし、中封筒に入札書を入れ密封し、入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名を表書きする。代理人による場合は、代理人の氏名を記載する。

また、「令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の県外観光客への開放に係る警備管理業務 入札書在中」と朱書きすること。

外封筒に、入札参加者の住所、商号、代表者役職、氏名を表書きする。代理人による場合は、代理人の住所、氏名を記載する。

また、「令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の県外観光客への開放に係る警備管理業務 入札書在中」と朱書きすること。

代理人による場合は委任状も同封すること。

2 再入札時

入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、再入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

※入札参加者又はその代理人の全員が立会いしている場合は、開札後ただちに再入札を行う。郵便入札があり全員がそろわない場合は、契約担当者が別に再入札日を指定する。

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務 令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の県外観光客への
開放に係る警備管理業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書

入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---	---

入札業務 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 役職名 徳島 太郎

徳島県知事 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書

入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---	---

入札業務 ○○○○ 一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 役職名 徳島 太郎

代理人 住所 ○○○○○
氏名 阿波 次郎

徳島県知事 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

「代理人」と記入
(ない場合は無効)

住所、会社名、代表者役職・氏名
を記入

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ
内容を記載すること。

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、 を代理人とし、徳島県が令和7年6月11日に執行する『令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の県外観光客への開放に係る警備管理業務』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。

氏 名 阿波 次郎

- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に執行する『 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 』の入札に関する一切の権限を委任します。

Ⅳ仕 様 書 に 関 す る 質 問 書

令和 年 月 日

業務名： 令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の県外観光客への
開放に係る警備管理業務

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

連絡先

E-mail

発行責任者：
担 当 者：

質 問 項 目	
内 容	

契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の履行について次のとおり契約を締結する。

（業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に発注し、乙は、これを受注する。

- （1）業 務 名 令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の県外観光客への開放に係る警備管理業務
- （2）業務内容 別添の「令和7年度阿波おどり期間中の徳島県庁来庁者駐車場の県外観光客への開放に係る警備管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとお

（業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、業務を処理しなければならない。

2 仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結の日から令和7年8月18日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、金〇〇〇, 〇〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇, 〇〇〇円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（業務の調査等）

第6条 甲は、この業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができる。とともに、仕様書に定める範囲において業務の実施について必要な指示をすることができる。

（業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金額、契約期間又は重要な業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（検査等）

第8条 甲は、乙による業務完了報告後10日以内に、業務の成果が契約内容に適合しているかどうか検査を行わなければならない。

（契約代金の支払）

第9条 乙は、甲による検査の結果、業務の成果が契約内容に適合していると認められたときには、甲に対して契約代金の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

（再委託等の禁止）

第10条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託先、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を文書で甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 11 条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約解除等)

第 12 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する契約代金を乙に支払うものとする。

4 乙は、第 1 項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、その責めに帰する理由により業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(情報セキュリティ要件)

第 15 条 乙は、この契約による業務を処理するための情報セキュリティ対策については、別記 1「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記 2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第 17 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 18 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤 田 正 純

乙

別記 1

情報セキュリティに関する特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

（管理体制）

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

（作業場所の特定）

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

（サービスレベルの保証）

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

（情報資産の種類と範囲、アクセス方法）

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

（業務従事者への周知及び教育）

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（情報の適正な管理）

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第 9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第 10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第 11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第 13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第 15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。